首都圈災害相互援助協定

社団法人神奈川県柔道整復師会

首都圈災害相互援助協定

(目的)

第 1 条 本協定は、首都圏災害相互援助協定と称し、(社)東京都柔道接骨師会、(社)神奈川県柔道整復師会、(社)埼玉県接骨師会及び、(社)千葉県接骨師会(以下首都圏四師会という)が、首都圏四師会地域内に於て地震等の自然災害が発生した場合に、被災地域師会の要請に応じて、首都圏を構成する隣接師会として友愛互助の精神に基づき、被災者への応急救護並びに緊急援助を行うことを目的とする。

(援助の種類)

- 第2条援助の種類は次の通りとする。
 - (1) 応急救護隊の派遣を行う
 - (2) 生活必需物資の供給を行う
 - (3) 応急救護活動に必要な器材資材の提供を行う
 - (4) その他要請があった事項

(要請の手続き)

第3条援助の要請は、被災地域師会が他の首都圏三師会へ発信伝達する。

(経費の負担)

第 4 条 援助に要した費用は、原則として各師会の負担とする。

なお、出動に当っては損害保険に加入すること。

(連絡協議会の設置)

- 第 5 条 本協定の実施に関し必要な事項は、首都圏災害相互援助対策連絡協議会(以下連絡協議会という)を設置し、調査研究する。
 - 2 連絡協議会の構成は、各師会2名とする。

(附則)

第 6 条 本協定に定めなき事項については、連絡協議会で協議して定める。

(施行期日)

第7条 この協定は平成9年4月1日より施行する。

この協定の締結証明として、本協定書を4通作成し、首都圏四師会は署名捺印のうえ、各一通保管する。

平成 9年 3月 8日

社団法人 東京都柔道接骨師会会 長 山 口 綱 孝

社団法人 神奈川県柔道整復師会 会 長 倉 持 和 夫

社団法人 埼玉県接骨師会会 長利根田康年

社団法人 千葉県接骨師会会 長 小 倉 邦 保

首都圈災害相互援助対策連絡協議会

実 施 要 項

- 1. 本協議会は、首都圏災害相互援助協定第5条に基づき設置する。
- 2. 本協議会は、首都圏災害が発生した場合の各師会の対応を協議する。
- 3. 本協議会の構成は、首都圏四師会会長4名と担当者4名の計8名とする。
- 4. 本協議会の会長は、首都圏事務連絡会の担当師会の会長が務め、任期は1年とする。
- 5. 本協議会は、必要に応じて開催する。
- 6. 本要項は、平成9年3月8日付けで申し合わせる。

社団法人 東京都柔道接骨師会社団法人 神奈川県柔道整復師会社団法人 埼玉県接骨師会社団法人 千葉県接骨師会

平成9年3月8日作成